下呂市みらい奨学金ローン

ガイドブック

令和8年1月15日

益田信用組合

商　品　概　要　説　明　書　　･･･　１～7 ページ

証　明　書　類　一　覧　　･･･　８ ペ ー ジ

Ｑ　Ｒ　コ　ー　ド　ー　覧　　･･･　９ ペ ー ジ

会 員 ポ ー タ ル　マ ニ ュ ア ル　　･･･　10～14 ページ

商品概要説明書

下呂市みらい奨学金ローン

（令和８年２月２日現在適用中）

<table>
<tr><td>１．商 品 名</td><td>・下呂市みらい奨学金ローン
※下呂市奨学金業務委託契約に基づく事業です。</td></tr>
<tr><td>２．お申込いただける方</td><td>・契約時満 18 歳以上の個人の方（学生）
・下呂市より下呂市みらい奨学金の貸与決定通知を受けられた方
※お申込みされる方（学生）の生計を維持する方が、下呂市内に居住していること。
※本商品は、初めにインターネットまたは当組合で奨学金審査のお申込み手続きが必要です。
※奨学金審査については下呂市が行います。
※融資審査については当組合が行います。</td></tr>
<tr><td>３．対象校</td><td>大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（四、五年生）に進学または在学する方
※医学、薬学、獣医等六年制大学の場合は、四年制大学と同様の扱いとし、４年間は返済を据置き、５年目以降より返済を開始します。
※大学院、海外の学校は対象外です。</td></tr>
<tr><td>４．資金使途</td><td>・自由（入学・在学中に係る費用、生活費等）</td></tr>
<tr><td>５．融資形態</td><td>・当座貸越（カードローン）</td></tr>
<tr><td>６．融資金額
（利用限度額）</td><td>・24 万円～480 万円
（月 2 万円～10 万円の選択型の申込金額により利用限度額が異なります）
※在学初年度から４年間、利用限度額の範囲で借り入れ（貸越）が可能です。
※当初申込みされた月額（利用限度額）は、在学期間中変更できません。
※年度ごとに申込月額×１２ヵ月分の利用限度額を上乗せします。ただし、年度ごとの下呂市の奨学金審査内容により、上乗せできない場合があります。
（例）四年制大学に進学した場合の利用限度額の目安
奨学金の申込月額（月額 2～10 万円）により、利用限度額は異なります。
<table>
<tr><th>在学期間</th><th colspan="3">利用限度額</th></tr>
<tr><td>1 年</td><td>（月額 2 万×12 ヵ月）
240,000 円</td><td>～</td><td>（月額 10 万×12 ヵ月）
1,200,000 円</td></tr>
<tr><td>2 年</td><td>（月額 2 万×12 ヵ月）上乗せ
480,000 円</td><td>～</td><td>（月額 10 万×12 ヵ月）上乗せ
2,400,000 円</td></tr>
<tr><td>3 年</td><td>（月額 2 万×12 ヵ月）上乗せ
720,000 円</td><td>～</td><td>（月額 10 万×12 ヵ月）上乗せ
3,600,000 円</td></tr>
<tr><td>4 年</td><td>（月額 2 万×12 ヵ月）上乗せ
960,000 円</td><td>～</td><td>（月額 10 万×12 ヵ月）上乗せ
4,800,000 円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>※在学５年目以降は貸越枠の停止手続きを行うため、利用限度額内であっても新たな借入はできません。</td></tr>
<tr><td>７．融資利用開始日</td><td>・初年度の５月の最終営業日
※次年度以降は毎年５月の最終営業日に利用限度額が増額します。</td></tr>
<tr><td>８．融資期間</td><td>【元金据置期間】在学初年度から最大４年間は元金据置です（毎月の定額返済はありません）。
※元金据置期間中の貸越利息は下呂市が負担します。
ただし、年度単位に実施される下呂市の奨学金審査状況により、条件に満たない場合は、在学中であっても元金据置および下呂市による利息負担を継続できない場合があります。この場合、元金返済が始まり、毎月の貸越利息もご負担いただきます。

【元金据置期間終了後】元金据置期間終了月の翌月 27 日から元金および利息を返済いただきます。
元金据置期間終了月の末日の貸越残高（借入残高）により、下表のとおり返済期間が異なります。
※返済期間の目安＝元金据置期間終了月末日の残高÷毎月の返済額
<table>
<tr><th>元金据置期間終了月末日の貸越残高</th><th>毎月の返済額</th><th>返済期間</th></tr>
<tr><td>0 ～ 200,000</td><td>0 ～ 17,000</td><td>1～12 ヵ月</td></tr>
<tr><td>200,001 ～ 400,000</td><td>9,000 ～ 17,000</td><td>22～24 ヵ月</td></tr>
<tr><td>400,001 ～ 600,000</td><td>12,000 ～ 17,000</td><td>34～36 ヵ月</td></tr>
<tr><td>600,001 ～ 800,000</td><td>13,000 ～ 17,000</td><td>45～48 ヵ月</td></tr>
<tr><td>800,001 ～ 1,000,000</td><td>14,000 ～ 17,000</td><td>57～60 ヵ月</td></tr>
<tr><td>1,000,001 ～ 1,200,000</td><td>14,000 ～ 17,000</td><td>68～72 ヵ月</td></tr>
<tr><td>1,200,001 ～ 1,400,000</td><td>15,000 ～ 17,000</td><td>79～84 ヵ月</td></tr>
<tr><td>1,400,001 ～ 1,600,000</td><td>15,000 ～ 17,000</td><td>91～96 ヵ月</td></tr>
<tr><td>1,600,001 ～ 1,800,000</td><td>15,000 ～ 17,000</td><td>102～108 ヵ月</td></tr>
<tr><td>1,800,001 ～ 2,000,000</td><td>16,000 ～ 17,000</td><td>113～120 ヵ月</td></tr>
<tr><td>2,000,001 ～ 2,200,000</td><td>16,000 ～ 17,000</td><td>125～132 ヵ月</td></tr>
<tr><td>2,200,001 ～ 2,400,000</td><td>16,000 ～ 17,000</td><td>136～144 ヵ月</td></tr>
<tr><td>2,400,001 ～ 2,600,000</td><td>16,000 ～ 17,000</td><td>147～156 ヵ月</td></tr>
<tr><td>2,600,001 ～ 2,800,000</td><td>16,000 ～ 17,000</td><td>159～168 ヵ月</td></tr>
<tr><td>2,800,001 ～ 4,800,000</td><td>16,000 ～ 27,000</td><td>170～180 ヵ月</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>９．返済方法</td><td>【元金据置期間】毎月の定額返済はありませんが、ATM にてカードローン口座（普通預金口座）に随時入金する方法で任意に返済することが可能です。</td></tr>
</table>

【元金据置期間終了後】定額返済　返済開始月の前月末の貸越残高に応じた毎月の返済額※1に貸越利息を加えた金額を、毎月 27 日に返済用口座に指定した当組合普通預金口座から口座振替により引き落とします（最終回に端数が生じた場合は、端数分をご返済いただきます。）。

※１　毎月の返済額…元金据置期間終了月末日の貸越残高を下表の返済基準期間（月数）で割って算出した金額（千円未満切上げ）

元金据置期間終了月末日の貸越残高	返済基準期間	毎月の返済額
0 ～ 200,000	1（12 ヵ月）	0 ～ 17,000
200,001 ～ 400,000	2（24 ヵ月）	9,000 ～ 17,000
400,001 ～ 600,000	3（36 ヵ月）	12,000 ～ 17,000
600,001 ～ 800,000	4（48 ヵ月）	13,000 ～ 17,000
800,001 ～ 1,000,000	5（60 ヵ月）	14,000 ～ 17,000
1,000,001 ～ 1,200,000	6（72 ヵ月）	14,000 ～ 17,000
1,200,001 ～ 1,400,000	7（84 ヵ月）	15,000 ～ 17,000
1,400,001 ～ 1,600,000	8（96 ヵ月）	15,000 ～ 17,000
1,600,001 ～ 1,800,000	9（108 ヵ月）	15,000 ～ 17,000
1,800,001 ～ 2,000,000	10（120 ヵ月）	16,000 ～ 17,000
2,000,001 ～ 2,200,000	11（132 ヵ月）	16,000 ～ 17,000
2,200,001 ～ 2,400,000	12（144 ヵ月）	16,000 ～ 17,000
2,400,001 ～ 2,600,000	13（156 ヵ月）	16,000 ～ 17,000
2,600,001 ～ 2,800,000	14（168 ヵ月）	16,000 ～ 17,000
2,800,001 ～ 4,800,000	15（180 ヵ月）	16,000 ～ 27,000

※残高確定および利息計算処理のため、元金据置期間終了月の翌月１日から最大１５日間は任意返済（ATM や窓口等での返済）を一時停止いたします。また、途中解約等により返済を開始する際も同様とします。

※定額返済期間中も任意返済可ですが、任意返済された際も毎月 27 日の定額返済が行われます。また、当組合の組合員でない方は、カードでの１回あたりの任意返済（入金）可能額は 5 万円未満です（当組合 ATM、他 ATM も同様）。なお、5 万円未満を複数回返済（入金）することは可能です。また、通帳での返済（入金）は 5 万円以上の入金が可能です。

１０.利　　息

【元金据置期間】下呂市が利息を負担します。
ただし、年度単位に実施される下呂市の奨学金審査状況により、条件に満たない場合は、在学中であっても下呂市の利息負担を継続できない場合があります。

【卒業後】元金返済期間中は以下の適用貸越金利の利息分をご本人様にご負担いただきますが、卒業後 4 年間は、毎年、下呂市が 4 月～3 月の１年分の利息相当額を返戻（補助）します。

(1)適用金利

・適用貸越金利：年 2.60%（R8.2.2 時点）（年 365 日の日割計算）

※貸越利率は当組合の短期プライムレートに連動する基準金利を適用しま

<table>
<tr><td>(2)計算方法
(3)徴求方法</td><td>す。融資期間中の変動幅に対し同じ金利幅で変動し、翌月の約定返済日（毎月 27 日）より新利率を適用します。
・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算により算出します。
・元金返済期間中は前月 27 日から当月 26 日までの利息を毎月 27 日に返済用口座より引き落としします。（初回返済時は月初から 26 日までの利息を引き落としします。）
毎月の貸越利息ご負担の目安（2.60%適用の場合）
※元金返済により、利息額は毎月異なります。
<table><tr><th colspan="3">返済開始の前月末残高</th><th colspan="3">毎月の利息負担目安
（30 日で試算）</th></tr><tr><td>0</td><td>～</td><td>200,000</td><td>0</td><td>～</td><td>427</td></tr><tr><td>200,001</td><td>～</td><td>400,000</td><td>427</td><td>～</td><td>854</td></tr><tr><td>400,001</td><td>～</td><td>600,000</td><td>854</td><td>～</td><td>1,282</td></tr><tr><td>600,001</td><td>～</td><td>800,000</td><td>1,282</td><td>～</td><td>1,709</td></tr><tr><td>800,001</td><td>～</td><td>1,000,000</td><td>1,709</td><td>～</td><td>2,136</td></tr><tr><td>1,000,001</td><td>～</td><td>1,200,000</td><td>2,136</td><td>～</td><td>2,564</td></tr><tr><td>1,200,001</td><td>～</td><td>1,400,000</td><td>2,564</td><td>～</td><td>2,991</td></tr><tr><td>1,400,001</td><td>～</td><td>1,600,000</td><td>2,991</td><td>～</td><td>3,419</td></tr><tr><td>1,600,001</td><td>～</td><td>1,800,000</td><td>3,419</td><td>～</td><td>3,846</td></tr><tr><td>1,800,001</td><td>～</td><td>2,000,000</td><td>3,846</td><td>～</td><td>4,273</td></tr><tr><td>2,000,001</td><td>～</td><td>2,200,000</td><td>4,273</td><td>～</td><td>4,701</td></tr><tr><td>2,200,001</td><td>～</td><td>2,400,000</td><td>4,701</td><td>～</td><td>5,128</td></tr><tr><td>2,400,001</td><td>～</td><td>2,600,000</td><td>5,128</td><td>～</td><td>5,556</td></tr><tr><td>2,600,001</td><td>～</td><td>2,800,000</td><td>5,556</td><td>～</td><td>5,983</td></tr><tr><td>2,800,001</td><td>～</td><td>4,800,000</td><td>5,983</td><td>～</td><td>10,257</td></tr></table>
※利息計算に支障を来たすため、前日付けの締後扱いや起算日による取引はお断りしております。
※元金据置期間中はカードローン口座を預金口座として利用することは可能ですが、無利息型普通預金（決済用預金）として取扱う※1ため、預金利息はお支払いしません。
※1　無利息型普通預金規定を適用、適用預金金利：0%</td></tr>
<tr><td>１１．保証人</td><td>・連帯保証人（保護者）1 名及び　生計別の保証人 1 名
・3 か月以内に発行した印鑑証明書が各 1 通必要です。
【連帯保証人（保護者）】
奨学生本人と連帯して返済の責任を負う方です。原則として「父母」です。
次の条件すべてに該当する方を選任してください。
（1）申込時に奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいな</td></tr>
</table>

	い場合は未成年後見人）であること。 （2）奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹・おじ・おば等の 4 親等以内の親族であること。 （3）未成年者および学生でないこと。 （4）奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。 （5）債務整理中（破産等）でないこと。 （6）貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が満 45 歳を超える場合、その時点で 60 歳未満であること。 【生計別の保証人】 （1）奨学生本人および連帯保証人と別生計であること。 （2）奨学生本人の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の 4 親等以内の親族であること。 （3）貸与誓約書の誓約日（奨学金の申込日）時点で 65 歳未満であること。また、貸与誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で 65 歳未満であること。 （4）未成年者および学生でないこと。 （5）奨学生本人または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。 （6）債務整理中（破産等）でないこと。 （7）貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が満 45 歳を超える場合、その時点で 60 歳未満であること。 ・保証人に、「4 親等以内の成年親族」ではない、または 65 歳以上の方のいずれか（または両方）に該当する人を選任する場合は、奨学生本人及び連帯保証人と別生計で、別途、所得基準等の条件を満たす必要があります。その場合、「貸与誓約書」提出時に印鑑登録証明書等の書類に加えて「返還保証書」および基準を満たす収入・所得や資産に関する証明書類が必要です。
１２．損害遅延金	・年 14.5%（年 365 日の日割計算） 毎月返済額に対し、上記利率を適用します。
１３．利用カード、通帳	・益田信用組合のキャッシュカード ・益田信用組合の普通預金通帳を発行、通帳繰越は当組合窓口で繰越を行ってください（ATM での通帳繰越は出来ません）。
１４．手数料・保証料	【手数料】・当組合 ATM 時間内は不要（組合員の方は時間内・外無料） ※当組合時間外 ATM、提携 ATM を利用いただく場合は、設置 ATM 及び金融機関所定の手数料が必要となります。 ※当組合 ATM 手数料：組合員の方　すべて無料。組合員でない方　平日 8 時から 18 時は無料、これ以外は 110 円の手数料が必要です。 ※十六銀行、飛騨信組 ATM 手数料：平日 8 時から 18 時は無料、これ以外は 110 円の手数料が必要です。

<table>
<tr><td></td><td>※セブン ATM 手数料：平日 8 時 45 分から 18 時、土曜日 9 時から 14 時は無料、これ以外は 110 円の手数料が必要です。
※その他ゆうちょ銀行、コンビニ ATM：お引き出しは可能ですが、コンビニ ATM 所定の手数料が必要です。
その他詳しい手数料については、当組合ホームページをご覧ください。
【保証料】・不要</td></tr>
<tr><td>１５．手続きに必要な事項</td><td><table>
<tr><td>本人確認資料
（連帯保証人・保証人含む）</td><td>運転免許証、パスポート、各種健康保険の資格証明書、印鑑証明書、マイナンバーカードのいずれか１点。
なお、顔写真付でない証明書の場合は、さらに別の証明書類が必要。</td></tr>
<tr><td>所得に関する資料</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>入学・在学に関する資料</td><td>合格証明書写し、在学証明書写し</td></tr>
<tr><td>使用印鑑</td><td>申込人は預金取引印鑑。但し、シャチハタ、三文判等は使用不可。
連帯保証人・保証人は実印。（印鑑証明書各１通添付）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>１６．苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>・苦情処理措置
ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：益田信用組合業務推進部】　0576－25－2009
受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前 9 時～午後５時
なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https://www.masushin.jp

・紛争解決措置
東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。
また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけま</td></tr>
</table>

	す。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日　(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前９時～午後５時 電　話　：０３－３５６７－２４５６ 所在地　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５
１７.その他参考となる事項	・預金は無利息型普通預金規定を適用し、預金保険制度により全額保護されます。 ・ローン口座は、本商品の利用のみに使用するものとし、総合口座としての利用はできず、インターネットバンキングにも対応しておりません。また、ローン口座を光熱費等の引落し口座やキャッシュレス決済の決済口座に指定することはできませんので、ご承知おきください。 ・カードや通帳の再発行には、当組合所定の手数料が必要です。 万が一、紛失・盗難の被害に遭われた場合、当組合窓口もしくはATM監視センター（047-498-0151）までご連絡ください。

注：お申込に際しては、下呂市および当組合所定の審査がございます。
　　各審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

奨学金利用者が提出する証明書類一覧

2026.1.5 時点

No.	時期	提出期限	書類名	提出方法
1	奨学金申請時 （入学前・在学生）	1月初営業日 ～ 3月末日	成績証明書 合格通知書（進学） 在学証明書（在学）	下呂市みらい奨学金 申込みフォームより 提出
2	進級時 （在学期間）	～4月末日	成績証明書 **在学証明書（4月以降）**	下呂市みらい奨学金 会員ポータルサイトより 提出
3	卒業時	～4月末日	卒業証明書	
4	留年、休学、留学、 退学等	随時提出	在学期間証明書 *在学期間がわかる書類 *提出がない場合は、 前在籍が証明できる期間 からの利息を返還	

QR コード一覧

下呂市みらい奨学金　申込みフォーム

下呂市みらい奨学金　ポータルサイト

https://www.masushin.jp/info/202507002.html

下呂市みらい奨学金　会員ポータルサイト

下呂市みらい奨学金
会員ポータル マニュアル

1-1. ログイン方法

① 当組合よりお送りした「下呂市みらい奨学金 会員ポータル登録情報」に記載されている、URL または QR コードから会員ポータルへアクセスしてください。

② 下呂市みらい奨学金会員ポータル登録情報に記載の「貸与者記号番号」、「ユーザーID」、「パスワード」を入力してください。

③ CAPTCHA「私はロボットではありません」のチェックボックスをクリックしてください。

④「ログイン」ボタンをクリックしてください。

1-2.　パスワード変更

① 初回もしくはパスワードの期限到来後は、パスワード変更を実施してください。

現在のパスワード・・・初回パスワード　もしくは　現在ご利用のパスワード
新しいパスワードと確認の為、新しいパスワード・・・
これから、ご利用いただくパスワードを入力してください。

2．会員ポータル　メインメニュー

ログアウトボタン

貸与者記号番号と、前回のアクセス日時を表示します。
前回アクセスに身に覚えがない場合は、お問合せください。

ご覧になりたい資料の対象年を選択してください。

ご覧になりたい資料の

【PDF】

をクリックし、内容をご確認ください。

在籍、成績証明書をアップロードする場合はこちらからアップロード画面へ遷移します。

本操作マニュアルをご確認いただけます。

3．在学、成績証明書のアップロード方法

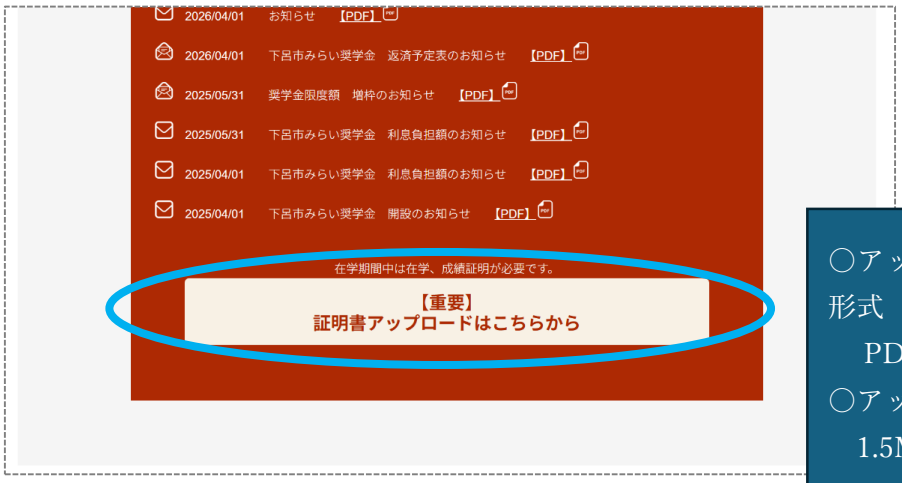

①メインメニューより、「証明書アップロードはこちらから」をクリックしてください。

○アップロード可能なファイル形式（拡張子）は
PDF,JPG/JPEG,GIF,PNG
○アップロードサイズ
1.5MB まで

②「ファイルの選択」ボタンをクリックし、アップロードしたいファイルを選択してください。
③「アップロード」ボタンをクリックしてください。

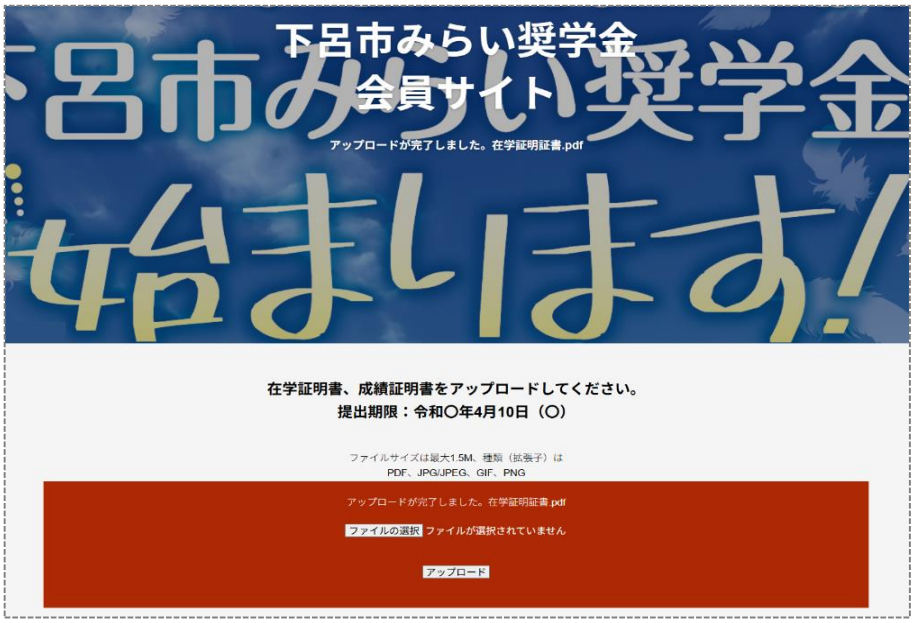

④アップロード完了です。

＜本サイトに関する留意事項＞

・奨学金を申請頂いた方ごとに、ID を付与しております。

・貸与者記号番号、ID やパスワードは他人に知られないよう管理してください。
万が一、不正なアクセス等が発生した場合は、当組合のお取引店へお問い合わせください。

・貸与者記号番号、ID やパスワードなどがわからない場合は、ログイン画面の「ID・貸与者記号番号照会等／パスワード再申請／メールアドレス変更 届出書」へ必要事項を記載し、当組合のお取引店へご提出してください。

・お知らせする文書については必ずすべての文書の内容をご確認ください。
当組合において、文書の既読もしくは未読を管理しており、ご確認いただけない場合は、内容のご確認をご依頼する場合があります。
なお、お客さまにおいても以下の表示により既読もしくは未読をご確認いただけます。

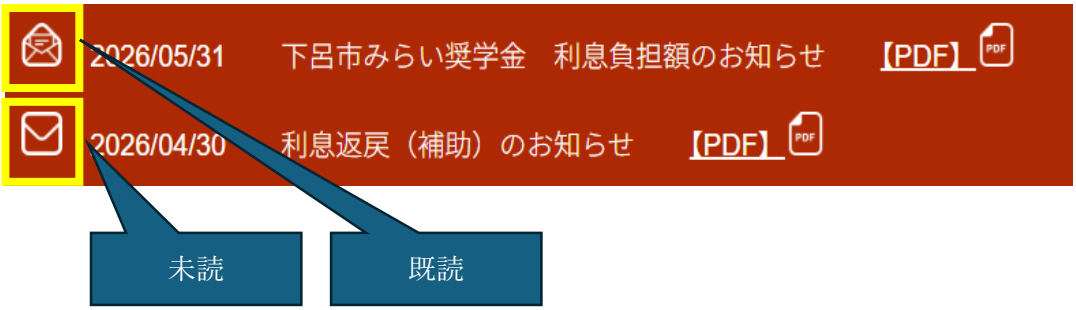

・以下の情報更新により、お客さまのメールアドレスへ新着情報メールをお知らせいたしますので、メール受信後、会員ポータルへアクセスいただきご確認ください。
なお、お客様のメールアドレスは本奨学金制度のお申込書に記載いただいたメールアドレスとなります。メールアドレスが変更となった際は、ログイン画面の「ID・貸与者記号番号照会等／パスワード再申請／メールアドレス変更 届出書」へ記載し、当組合のお取引店へご提出してください。

・在学、成績証明書は在学期間中に必ずご提出いただく書類となっておりますので、ご提出期限までにご提出をお願いいたします。

【商品・制度に関する　お問い合わせ先】　**平日９時～１７時**

本店営業部	TEL 0576-25-3145	金山支店	TEL 0576-32-2267
萩原支店	TEL 0576-52-1020	小坂支店	TEL 0576-62-3161
竹原支店	TEL 0576-26-2225	加子母支店	TEL 0573-79-2550

【会員ポータルサイト　お問い合わせ先】　**平日９時～１７時**

事務部	TEL 0576-25-3166
本部	TEL 0576-25-2009